

第91期 中間決算公告

平成18年12月25日

沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

株式会社 琉球銀行

取締役頭取 **大城 勇夫**

中間貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	25,619	預 金	1,359,380
コールローン	80,789	借 用 金	289
買入金銭債権	2,972	外 国 為 替	89
商品有価証券	453	社 債	10,000
金銭の信託	2,996	信託勘定借	157
有価証券	283,423	その他負債	5,013
貸出金	1,053,787	賞与引当金	378
外国為替	391	退職給付引当金	5,720
その他資産	6,639	再評価に係る繰延税金負債	3,086
有形固定資産	20,427	支払承諾	14,119
無形固定資産	2,713	負債の部合計	1,398,236
繰延税金資産	22,601	(純資産の部)	
支払承諾見返	14,119	資 本 金	44,127
貸倒引当金	△24,502	資本剰余金	29,632
		資本準備金	-
		その他資本剰余金	29,632
		利益剰余金	20,933
		利益準備金	120
		その他利益剰余金	20,813
		優先株式消却積立金	14,819
		繰越利益剰余金	5,993
		自己株式	△56
		株主資本合計	94,636
		その他有価証券評価差額金	△1,281
		繰延ヘッジ損益	△6
		土地再評価差額金	848
		評価・換算差額等合計	△439
		純資産の部合計	94,197
資産の部合計	1,492,433	負債及び純資産の部合計	1,492,433

中間貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5～50 年
動 産	2～10 年
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 社債発行費は資産として計上し、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費はございません。
8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,909百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. デリバティブ取引のうち一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
16. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
17. 関係会社の株式総額 44 百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 16,399 百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 338 百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,565 百万円、延滞債権額は 49,098 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 1,232 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 22,344 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 74,240 百万円であります。
なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間期末残高の総額は 70,310 百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を 24,225 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額 94,535 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 15,345 百万円あります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 5,845 百万円 |
| 預け金 | 6 百万円 |
| その他資産 | 2 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 13,757 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,984百万円及び預け金6百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。また、その他資産のうち保証金は587百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|---------------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。 |
28. 社債は全額劣後特約付社債であります。
29. 1株当たりの純資産額1,876円68銭
- 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円21銭減少しております。
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。31.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	9,081	9,095	13
地方債	17,610	17,331	△279
社債	5,078	5,049	△29
その他	—	—	—
合計	31,771	31,476	△294

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,642	14,522	879
債券	206,409	203,829	△2,579
国債	169,724	167,354	△2,370
地方債	3,757	3,744	△13
社債	32,927	32,730	△196
その他	32,644	32,217	△426
合計	252,696	250,569	△2,126

なお、上記の評価差額に繰延税金資産845百万円を加えた額△1,281百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	44
関連法人等株式	0
その他有価証券	
非上場株式	1,843
事業債	1,820

32. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 144,964 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 144,864 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	16,988 百万円
税務上の繰越欠損金	1,277
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2,274
その他有価証券評価差額	845
減価償却超過額	875
有税償却有価証券	558
その他	392
繰延税金資産小計	23,212
評価性引当額	△610
繰延税金資産合計	22,601
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	22,601 百万円

35. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は94,203百万円であります。
 - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「優先株式消却積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「優先株式消却積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
 - (3) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (5) 「動産不動産」は「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
36. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。
37. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取り扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
38. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 12.37%
39. 当行は、平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりです。

第二種優先株式に関する事項

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社琉球銀行第二種優先株式(以下「本優先株式」という。) |
| (2) 募集株式の数 | 4,000,000株 |
| (3) 払込金額 | 1株につき5,000円
総額20,000,000,000円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 1株につき2,500円
総額10,000,000,000円 |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 1株につき2,500円
総額10,000,000,000円 |

(6) 剰余金の配当

本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。

(7) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。

(8) 取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得するのと引換えに当行普通株式を交付することを請求することができる。

①本優先株式の取得を請求することができる期間

平成 18 年 10 月 4 日から平成 23 年 10 月 4 日までとする。

②本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法

(イ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類

当行普通株式

(ロ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の数の算定方法

本優先株式の取得 と引換えに交付す べき当行普通株式数	=	本優先株主が取得請求 に際して提出した本優 先株式の払込金額の総額	÷	交付価額
-----------------------------------	---	---	---	------

当行普通株式数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わないものとする。

(ハ)当初交付価額 2,823 円

(ニ)下限交付価額 1,370 円

(ホ)上限交付価額 5,480 円

(ヘ)交付価額の修正

本優先株式の発行後、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値の 90%に相当する金額に修正される。

(ト)交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。

調整後 交付価額	=	調整前 交付価額	×	$\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$
-------------	---	-------------	---	--

(9) 取得条項

当行は、平成 23 年 10 月 5 日（以下「一斉取得日」という。）をもって、平成 23 年 10 月 4 日までに取得請求のなかった本優先株式のすべてを取得するものとする。当行は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ 5 連続取引日（売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの 5 連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に従いこれを取り扱う。

(10) その他（潜在株式による希薄化情報）

今回発行する本優先株式による当行の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 24.5%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率につきましては、今回発行する本優先株式の取得請求権が平成 18 年 9 月 13 日決定した当初交付価額ですべて権利行使された場合に発行される株式数を平成 18 年 9 月 13 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行する本優先株式がすべて上限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 12.6%であり、全て下限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 50.5%であります。また、前述の潜在株式数の比率には第一種優先株式に係る潜在株式数は含まれておりません。

(11)資金の使途

主に、一般運転資金に充当する予定であります。

40. 当行は、平成 18 年 10 月 5 日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第一種優先株式の一部に関し、次のとおり自己株式の取得及び消却を決議し、平成 18 年 10 月 11 日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第 156 条の規定に基づく自己株式取得枠の範囲内で行なうものであります。また、消却につきましては、その他資本剰余金より減額しております。

①取得・消却株式の総数	6,800,000株
※当初発行株式数	8,000,000株
②取得価額の総額	40,592,600,000円

【 参考 】

上記「39. 第二種優先株式の発行」、「40. 第一種優先株式の取得及び消却」実施後の資本金及び優先株式数の変動結果は以下のとおりであります。

	当初	変動額(株数)	変動後
資本金(百万円)	44,127	10,000	54,127
第一種優先株式(千株)	8,000	△6,800	1,200
第二種優先株式(千株)	—	4,000	4,000

中間損益計算書

平成 18年 4月 1日から
平成 18年 9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	19,530
資金運用収益	15,409
(うち貸出金利息)	(13,298)
(うち有価証券利息配当金)	(1,199)
信託報酬	2
役務取引等収益	2,956
その他業務収益	162
その他経常収益	1,000
経 常 費 用	15,142
資金調達費用	1,456
(うち預金利息)	(1,388)
役務取引等費用	1,526
その他業務費用	81
営業経費	10,146
その他経常費用	1,931
経 常 利 益	4,388
特 別 利 益	1,415
特 別 損 失	50
税引前中間純利益	5,752
法人税、住民税及び事業税	14
法人税等調整額	2,352
中 間 純 利 益	3,384

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 117円20銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 77円50銭

4. 「特別利益」には、償却債権取立益620百万円及び貸倒引当金戻入益794百万円を計上しております。

中間連結財務諸表

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社
会社名

りゅうぎんビジネスサービス 株式会社
りゅうぎんオフィスサービス 株式会社
株式会社 りゅうぎん総合研究所
りゅうぎん保証 株式会社
株式会社 りゅうぎんディーシー

なお、株式会社 りゅうぎん総合研究所は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 1社
会社名

りゅうぎん総合管理 株式会社

りゅうぎん総合管理 株式会社は、現在清算手続き中であり、重要性も乏しいため当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社
会社名

株式会社 琉球リース

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社
会社名

りゅうぎん総合管理 株式会社

りゅうぎん総合管理 株式会社は、現在清算手続き中であり、重要性も乏しいため持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

- ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	25,682	預 金	1,355,927
コールローン及び買入手形	80,789	借 用 金	3,264
買入金銭債権	2,972	外 国 為 替	89
商品有価証券	453	社 債	10,000
金銭の信託	2,996	信 託 勘 定 借	157
有 価 証 券	283,976	そ の 他 負 債	9,098
貸 出 金	1,054,004	賞 与 引 当 金	407
外 国 為 替	391	退 職 給 付 引 当 金	5,778
そ の 他 資 産	13,400	再評価に係る繰延税金負債	3,086
有形固定資産	20,475	支 払 承 諾	14,215
無形固定資産	2,719	負債の部合計	1,402,026
繰延税金資産	23,321	（純資産の部）	
支払承諾見返	14,215	資 本 金	44,127
貸倒引当金	△27,227	資 本 剰 余 金	29,637
		利 益 剰 余 金	21,104
		自 己 株 式	△72
		株 主 資 本 合 計	94,796
		その他有価証券評価差額金	△1,280
		繰延ヘッジ損益	△6
		土地再評価差額金	848
		評価・換算差額等合計	△438
		少 数 株 主 持 分	1,787
		純資産の部合計	96,145
資産の部合計	1,498,171	負債及び純資産の部合計	1,498,171

中間連結貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当行の有形固定資産の減価償却は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5～50 年
動 産	2～10 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 社債発行費は資産として計上し、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以降終了する事業年度および中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費はございません。
- 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等は、外貨建資産・負債を保有しておりません。
- 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,909百万円であります。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

11. 当行の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 |
- 連結される子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. デリバティブ取引のうち一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。また、連結される子会社及び子法人等のうち1社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。
16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
17. 関係会社の株式総額 130百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 16,468百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,129百万円、延滞債権額は52,111百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,388百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,411百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,040百万円であります。
 なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は70,310百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を24,225百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,535百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,345百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	5,845百万円
預け金	6百万円
貸出金	1,061百万円
その他資産	2百万円

担保資産に対応する債務

預金	13,757百万円
借入金	825百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,984百万円及び預け金6百万円を差し入れております。

関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産のうち保証金は587百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

28. 社債は全額劣後特約付社債であります。

29. 1株当たりの純資産額1,882円80銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円21銭減少してあります。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれてあります。31.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	9,432	9,444	12
地方債	17,610	17,331	△279
社債	5,078	5,049	△29
合計	32,122	31,825	△296

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,646	14,527	880
債券	206,409	203,829	△2,579
国債	169,724	167,354	△2,370
地方債	3,757	3,744	△13
社債	32,927	32,730	△196
その他	32,654	32,232	△422
合計	252,710	250,588	△2,121

なお、上記の評価差額に繰延税金資産843百万円を加えた額△1,277百万円から少数株主持分相当額3百万円を差し引いた額△1,280百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれてあります。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券	—
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） 事業債	2,069 1,820

32. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
満期保有目的の金銭 の信託	—	—	—

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 163,449 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 163,349 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 94,363 百万円であります。

- (2) 純額で繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

35. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 20 号平成 18 年 9 月 8 日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

36. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第 1 号平成 14 年 2 月 21 日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 2 号平成 14 年 2 月 21 日）が平成 17 年 12 月 27 日付および平成 18 年 8 月 11 日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

37. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
38. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 12.50%
39. 当行は、平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりです。

第二種優先株式に関する事項

- (1) 募集株式の種類 株式会社琉球銀行第二種優先株式 (以下「本優先株式」という。)
- (2) 募集株式の数 4,000,000株
- (3) 払込金額 1株につき 5,000円
総額20,000,000,000円
- (4) 増加する資本金の額 1株につき 2,500円
総額10,000,000,000円
- (5) 増加する資本準備金の額 1株につき 2,500円
総額10,000,000,000円

(6) 剰余金の配当

本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。

(7) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。

(8) 取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得するのと引換えに当行普通株式を交付することを請求することができる。

① 本優先株式の取得を請求することができる期間

平成18年10月4日から平成23年10月4日までとする。

② 本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法

(イ) 本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類

当行普通株式

(ロ) 本優先株式の取得と引換えに交付する株式の数の算定方法

本優先株式の取得と引換えに交付すべき当行普通株式数	=	本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式の払込金額の総額	÷	交付価額
---------------------------	---	---------------------------------	---	------

当行普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

(ハ) 当初交付価額 2,823円

(ニ) 下限交付価額 1,370円

(ホ) 上限交付価額 5,480円

(ヘ) 交付価額の修正

本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額に修正される。

(ト) 交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性が

ある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。

調整後 交付価額	=	調整前 交付価額	×	既発行 普通 株式数	+	新規発行・処分普通株式数 × 1株当たり払込金額・処分価額	1株当たり時価
				既発行普通株式数 + 新規発行・処分普通株式数			

(9) 取得条項

当行は、平成 23 年 10 月 5 日（以下「一斉取得日」という。）をもって、平成 23 年 10 月 4 日までに取得請求のなかった本優先株式のすべてを取得するものとする。当行は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ 5 連続取引日（売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの 5 連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に従いこれを取り扱う。

(10) その他（潜在株式による希薄化情報）

今回発行する本優先株式による当行の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 24.5%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率につきましては、今回発行する本優先株式の取得請求権が平成 18 年 9 月 13 日決定した当初交付価額ですべて権利行使された場合に発行される株式数を平成 18 年 9 月 13 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行する本優先株式がすべて上限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 12.6%であり、全て下限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 50.5%であります。また、前述の潜在株式数の比率には第一種優先株式に係る潜在株式数は含まれておりません。

(11) 資金の使途

主に、一般運転資金に充当する予定であります。

40. 当行は、平成 18 年 10 月 5 日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第一種優先株式の一部に関し、次のとおり自己株式の取得及び消却を決議し、平成 18 年 10 月 11 日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第 156 条の規定に基づく自己株式取得枠の範囲内で行なうものであります。また、消却につきましては、その他資本剰余金より減額しております。

①取得・消却株式の総数	6,800,000株
※当初発行株式数	8,000,000株
②取得価額の総額	40,592,600,000円

【 参考 】

上記「39. 第二種優先株式の発行」、「40. 第一種優先株式の取得及び消却」実施後の資本金及び優先株式数の変動結果は以下のとおりであります。

	当初	変動額(株数)	変動後
資本金(百万円)	44,127	10,000	54,127
第一種優先株式(千株)	8,000	△6,800	1,200
第二種優先株式(千株)	—	4,000	4,000

中間連結損益計算書

平成18年 4月 1日から
平成18年 9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		20,685
資金運用収益	15,723	
(うち貸出金利息)	(13,610)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,200)	
信託報酬	2	
役員取引等収益	3,724	
その他の業務収益	162	
その他の経常収益	1,072	
経常費用		15,387
資金調達費用	1,485	
(うち預金利息)	(1,387)	
役員取引等費用	1,196	
その他の業務費用	81	
営業経常費用	10,529	
その他の経常費用	2,094	
経常利益		5,297
特別利益		794
特別損失		51
税金等調整前中間純利益		6,041
法人税、住民税及び事業税		326
法人税等調整額		2,120
少数株主利益		196
中間純利益		3,397

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 117円67銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 77円81銭

4. 「その他経常費用」には、債権売却損 831百万円及び貸出金償却 789百万円を含んでおります。

5. 「特別利益」には、償却債権取立益 626百万円及び貸倒引当金戻入益139百万円が含まれております。